

新型コロナウイルス感染症に係る学生・生徒等への対応について
(令和4年9月12日更新)

学 務 部
学 生 部

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応策の一つとして、本学学生・生徒等に対して運用している自宅待機・解除基準を次のとおり変更し運用する。

自宅待機・解除の基準について

以下のいずれかに該当する場合には、自宅待機とする。

1 【自宅待機の基準】

- ① 発熱等の風邪症状が見られる場合。
 - ※ 発熱の基準については個人差があるが、 37.5°C 以上もしくは平熱より 0.5°C 以上高い場合は、部科校保健室に報告した上で自宅待機とする。
(解熱薬や感冒薬を飲み続けなければならないときを含む)
- ② 体調に異状のある場合(咳、くしゃみ、息苦しさ(呼吸困難)、息切れ、強いだるさ(倦怠感)、味覚異状、嗅覚異状など)は、自宅待機とする。
 - ※ 学生・生徒等は、毎日、朝・晩2回の検温を行い、自身の健康管理に努めること。
 - ※ 新型コロナウイルス感染症に影響があるとされる基礎疾患等を持つ学生・生徒等については、比較的軽い風邪の症状がある場合においても自宅待機とする。なお、基礎疾患等を持つ学生・生徒等は、事前に部科校保健室に相談すること。

2 【解除の基準】

次の①～③の全てを満たした場合、自宅待機を解除することとする。

- ① 解熱後4日経過した。
- ② 発熱以外の症状についても、改善後4日経過した。
(発熱以外の症状：咳、くしゃみ、息苦しさ(呼吸困難)、息切れ、強いだるさ(倦怠感)、味覚異状、嗅覚異状など)
- ③ 最初の症状(発熱又は②の症状)が発症してから少なくとも7日以上が経過している。
 - ※ 軽微な症状により大事をとって自宅待機とした場合や、主治医(かかりつけ医)の意見として発熱等の諸症状が新型コロナウイルス感染症以外の原因によることが明らかであり、新型コロナウイルス感染が否定的である場合、校医・産業医と相談の上、上記によらない自宅待機の解除を可能とする。

以 上